

【家庭数】

令和5年12月1日

中央小学校PTA会員の皆様

中央小学校PTA会長 栗原忠之

令和5年度臨時総会（書面決議）のお知らせ

師走の候、会員の皆様には、平素よりPTA活動にご理解ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、4月に行いました今後のPTA活動を精査検討するためのアンケート回答を参考に、保護者及び教職員の負担軽減及び活動の円滑化を目的とした会則変更を行うため、令和5年度臨時総会（書面決議）を実施いたしたくご案内申し上げます。

つきましては、会員の皆様は学校ホームページへ掲載しました「PTA臨時総会資料」をご覧ください、下記切り取り線以下「議決権行使」もしくは「委任」を選択のうえ、担任の先生へご提出ください。

回答期間：令和5年12月4日（月）～12月13日（水）

※期間中に回答がない場合は、会長に委任として取り扱わせていただきます。

キリトリ

提出期限 12月13日（水）

令和5年度臨時総会 議決権行使書・委任状

議決権行使書または委任状どちらかの□に✓を入れてください。

議決権行使書（こちらに✓を入れた場合は、承認・否認のどちらかに○をつけてください。）

第1号議案 「所沢市立中央小学校PTA会則」の改正について 【承認・否認】

主な改正点：①学年委員の人数を、各学年2名に変更（改正前：児童数10名につき1名）

②広報誌の発行を、年1回以上に変更（改正前：年数回発行）

委任状

PTA臨時総会での決議について、一切の権限を会長に委任します。

令和5年__月__日

年 組 児童氏名

会員（保護者・教員）氏名

※兄弟姉妹のいる方は、低学年のお子様の学年・組をご記入ください。

中央小学校 P T A
令和 5 年度臨時総会 議案書

第 1 号議案 「所沢市立中央小学校 P T A 会則」の改正について

「所沢市立中央小学校PTA会則」の改正について

昨今のコロナウィルス感染症による環境の変化に伴い、今後のPTA活動を精査検討するために4月に行いましたアンケート回答を参考に、保護者及び教職員の負担軽減及び活動の円滑化を図ることを目的に、以下のとおり会則の改正を提案いたします。

記

提案1 会則の一部を改正し、別紙1のように定める。

主な改正点

①学年委員の人数を、各学年2名に変更（改正前：児童数10名につき1名）

令和5年度より学年委員及び教職員の負担を減らすため、学年委員の活動を縮小したことから、活動量に合わせた人数に変更します。

→委員数を減らすことで、6年間で同じ保護者が何度も役員をすることがなくなります。

②広報誌の発行を、年1回以上に変更（改正前：年数回発行）

広報部員の負担を減らすため、広報誌の作成を原則年1回とします。ただし、広報部員から1回以上の作成の希望があった場合には、予算の範囲内で作成できるものとします。

→これまでは、本部役員、学年委員、教職員及び有志の方々が広報誌を年2回作成していましたが、広報第2号の記事内容の検討会議や写真撮影等の活動の負担が大きいため、原則、フォーマットが決まっている第1号（中央小紹介号）のみの発行とします。

所沢市立中央小学校PTA 会則

1. 名称および事務所

この会は、所沢市立中央小学校PTAと称し、事務所を同校内に置きます。

2. 目的

この会は、保護者と教職員が協力して地域、学校の環境を守り、中央小学校児童の幸福と健全な成長をはかることを目的とします。

3. 活動および内容

この会は、子ども達の教育にかかわり、その活動を助けます。

- (1) 学級、学年を中心として、子ども達を取り巻く様々な問題を話し合います。
- (2) 学校、地域の環境を良くするための活動を行います。
- (3) 会員相互の理解と協力を深め、親睦をはかります。
- (4) 教育の中立を守るために、特定の政党や宗教にかたよらず、また営利を目的とする行為はしません。
- (5) その他、この会の目的を果たすために必要な活動を行います。

4. 会員

- (1) 中央小学校に在籍する児童の保護者と教職員が会員となります。
- (2) 会員はすべて平等な権利と義務を持ちます。
- (3) 会員は会費を納めます。

5. 会議

この会の集会は、次の通りとします。

- ・総会、本部会、運営委員会、学年委員会、学級会、地区長会議、地区会、広報部

6. 総会

総会は、この会の最高議決機関で、全会員をもって構成し、定期総会と臨時総会とします。

総会の成立定数は、全会員の2分の1以上(委任状も含む)とし、議事は出席者の過半数をもって、議決します。

- (1) 定期総会は、年度初めに行い、次の事項を審議し承認、決定します。

- ・前年度の活動報告、決算報告
- ・新年度の活動計画、予算案、役員の承認
- ・会則の改正
- ・その他、必要事項

- (2) 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、また全会員の5分の1以上の要請があった時会長が

招集します。

7. 本分会

本分会は当会の円滑な運営のために、当会の活動全般を統括します。また、運営委員会の議案等を準備し総括します。

・本分会は、会長、副会長、書記、会計、および教職員で構成します。

8. 運営委員会

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり本部役員、学年委員、地区長(但し、地区長が出席できない場合は副地区長)担当教職員をもって、構成します。

(1) 総会決議事項を運営するに当たり、必要な事柄を審議、計画、執行します。

(2) その他、会務を円滑に遂行するために必要な事柄を審議、議決します。

運営委員会の成立定数は構成員の2分の1以上(委任状を含む)とし、議事は出席者の過半数をもって決めます。

9. 学年委員会および学級会

学年委員会および学級会は教育問題を考え意見を出し、会員相互の意思疎通をはかります。

(1) 学年委員会は、各学年の学年委員と学級担任をもって、構成します。

(2) 学級会は各学級の保護者と学級担任をもって、構成します。

10. 地区長会議および地区会

地区長会議および地区会は地域との親睦を深め、登下校時の安全・緊急時連絡体制を整備するなど、子ども達の校外生活を、より安全なものにするための活動を行います。

(1) 地区長会議は、各地区長、副地区長、担当地区の教職員、本部役員(地区担当)をもって、構成します。

(2) 地区会は、各地区全会員と担当地区の教職員をもって、構成します。

11. 広報部

広報部は、中央小学校の保護者・地域と学校との連携・協力を深めるために必要な情報を収集し、広報誌をもって情報を提供する等の広報活動を行います。

・広報部員は、原則として中央小学校保護者と教職員・中央小学校の教育を支援する有志の方々若干名をもって構成します。

12. 役員の選出方法と任期

(1) 本部役員

・本部役員は、各学年より2名ずつ選出します。

その他に本部役員経験者の立候補があった場合、追加選出することができます。

・会長、副会長、書記、会計を選出します。

・会計監査は全会員より選出します。

・教職員の選出は学校に一任します。

会長	1名(保護者1)
副会長	7名(保護者6、教職員1)
書記	4名(保護者3、教職員1)
会計	3名(保護者2、教職員1)
会計監査	3名(保護者2、教職員1)

・副会長以下の人数は、経験者枠での立候補数により追加で変動するものとします。

(2) 学年委員

・各学年で、児童数10名につき1名を選出し、学年長・副学年長を選出します。

・学年委員は各学年より、2名ずつ選出します。

(3) 地区長

・地区長は各地区より、正・副地区長を選出します。

(4) 役員の任期は原則として当該年度の4月1日から1年とし、再任は妨げません。

(会長の任期は最長で2年までとします。)

(5) 上記の役員は、総会で承認を得るものとします。

(6) 広報部員の任期は特に定めません。又、任命は随時、会長が行います。

13. 役員の役割

本部役員、学年委員、地区長は当会の運営委員となり、運営委員会を構成します。

(1) 本部役員

・会長は、この会を代表し、総会、運営委員会を招集し、その一切の会務を総括します。

・副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行します。

・書記は、会議の議事を記録し、庶務を司ります。

・会計は、この会の一切の会計事務を処理し財務を管理します。

・会計監査は、必要に応じて会計を監査します。

(2) 学年委員・地区長

・学年・地区の活動を司ります。

(3) 広報部員

・~~広報部員は、情報収集、記事文の作成、編集、印刷等の広報活動を行い、中央小学校PTA広報誌を年数回発行します。~~

・**広報部員は、情報収集、記事文の作成、編集、印刷等の広報活動を行い、中央小学校PTA広報誌を年1回以上発行します。**

14. 会計

(1) この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によってまかなわれます。

(2) 会費は、総会において決定し、1世帯年額1,500円(市P連会費・損害保険加入費を含む)とします。

・1月以降の入会の場合は、会費は徴収しません。

・途中退会の場合は、会費を返却しません。

(3) 会費はこの会の目的を遂げるために使います。

- (4) 学年、地区活動費の残金は、本部会計に戻します。
- (5) この会の会計は、会計監査を経て総会で報告します。
- (6) この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

15. 改正

会則の変更は、総会において2分の1以上の賛成を必要とします。

また、改正案は総会の開催の少なくとも7日前までに、全会員に知らせるものとします。

付則

- (1) この会則は、平成18年5月19日より実施します。
- (2) この会則の、一部改正(平成19年5月30日)
- (3) この会則の、一部改正(平成20年5月28日)
- (4) この会則の、一部改正(平成21年5月27日)
- (5) この会則の、一部改正(平成23年2月16日)
- (6) この会則の、一部改正(平成26年5月28日)
- (7) この会則の、一部改正(平成28年5月26日)
名称を所沢市立中央小学校PTAに変更
- (8) この会則の、一部改正(平成29年2月16日)
- (9) この会則の、一部改正および個人情報取扱規約の追記(平成30年5月23日)
- (10) この会則の、一部改正(令和元年5月29日)
- (11) この会則の、一部改正(令和6年12月〇日)

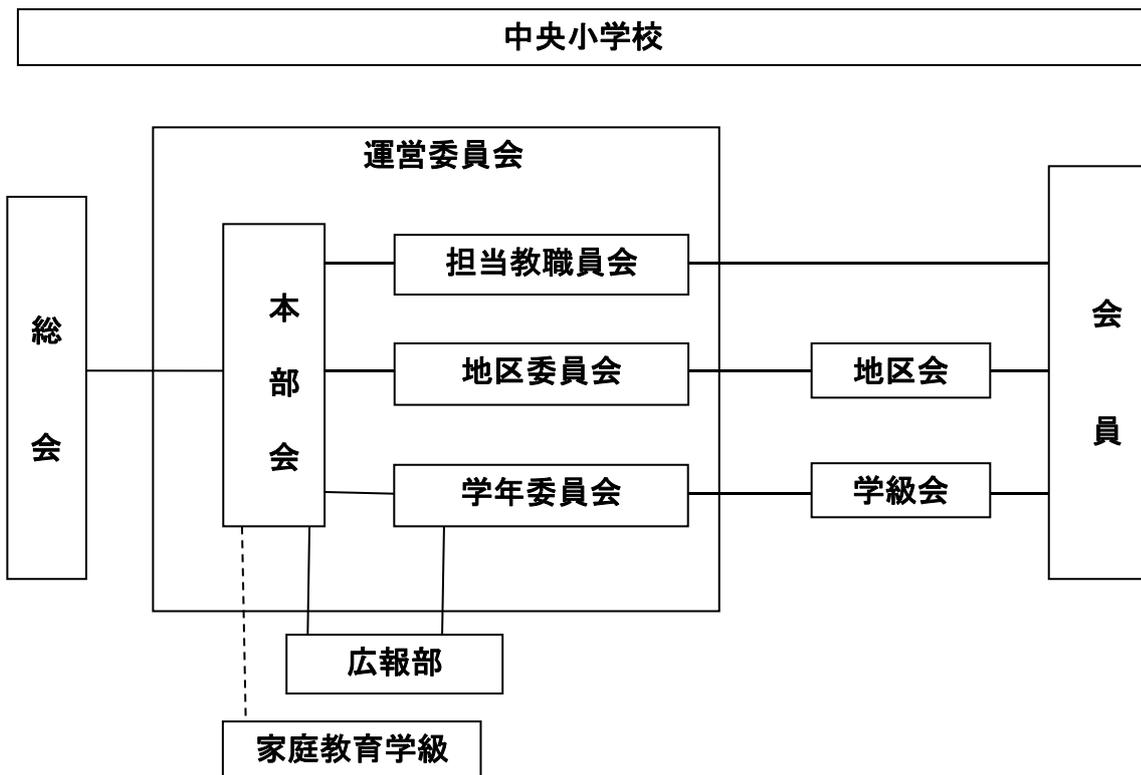
【 慶弔規定 】

- この規定は、会員および児童に慶弔など生じた場合、慶弔の意を表することを目的とします。
- 会員および児童に関する慶弔が生じたときは、次の基準で行います。
 - 祝儀
 - ・教職員の結婚 5,000円
 - 弔慰
 - ・保護者・児童の死亡 5,000円
 - ・教職員の死亡 5,000円
 - ・教職員の家族の死亡 5,000円（同居に限らず、実父・実母、配偶者、子供）
 - その他
 - ① その他の慶弔については、本部会で協議します。
- この規定の変更は、運営委員会で行います。

【 交通費規定 】

- この規定は、この会の用務のため、会長の承認を得て出張する場合に適用します。
 - 交通費は、実費(市外)のみ支給します。
 - 自家用車を使用した場合は、電車、バスの実費に換算します。
- この規定の変更は、運営委員会で行います。

【 組織図 】



所沢市立中央小学校PTA 個人情報取扱規約

- 第1条 この規約は所沢市立中央小学校PTA(以下「本会」という)が取得・保有する個人情報の適切な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。
- 第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適切に行う。
- 第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。
- 第4条 本会における個人情報の管理者はPTA会長とする。
- 第5条 本会における個人情報の取扱者はPTA役員とする。
- 第6条 個人情報の管理者および取扱者は、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ不当な目的に使用してはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。
- 第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動を行うために次の情報を取得する。ただし(6)については役員・委員のみ取得する。
- (1) 保護者氏名
 - (2) 児童氏名
 - (3) 児童クラス
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
 - (6) メールアドレス
 - (7) その他、必要とするもので同意を得た事項
- 第8条 本会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。
- (1) PTA活動・各地区活動に必要な連絡網および名簿作成のため
 - (2) PTA会費納入管理のため
 - (3) 活動における行事等の案内、参加確認、傷害保険加入のため
 - (4) PTA役員・委員の選考選出および連絡網作成のため
- 第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を扱わないものとする。
- 第10条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋など、安全な場所に保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第11条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体にウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体また財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第13条 本会は、所沢市立中央小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある

- (1) 利用する項目:第7条で定める通り
- (2) 利用するものの範囲:所沢市立中央小学校と本会
- (3) 利用目的:第8条で定める通り
- (4) 責任者:第4条で定める通り

第14条 個人情報を第三者(第12条および県、市を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 情報を提供する目的
- (5) 対象者の同意を得ている旨

第15条 第三者(第12条および県、市を除く)から個人情報の提供を受けるときは次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨
(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

第17条 個人情報を漏洩(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に務める。

附則

- 1、この規約は平成30年 5月23日より実施する。